

市からの連絡帳

年金

年金生活者支援給付金 請求書の提出はお早めに

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やそのほかの所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取るには請求書の提出が必要です。

新たに対象となる方には、日本年金機構から請求手続のご案内を8月下旬ごろから順次送付しています。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入し日本年金機構へ提出してください。

※既に給付金を受け取っている方で、引き続き支給要件を満たしている場合は、翌年以降の手続は原則不要です。

◆対象となる方

□**老齢基礎年金を受給している次の要件全てに該当する方**

- 65歳以上である
- 世帯全員の市民税が非課税である
- 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下である

□**障害基礎年金または遺族基礎年金(18歳未満の子がいる)を受給している方**

- 前年の所得額が約472万円以下である
- ※年金を受給し始める方は、年金請求と併せて年金事務所または市役所で請求手続をしてください。

問 ●給付金専用ダイヤル

☎0570-05-4092(ナビダイヤル)

※050から始まる電話

☎03-5539-2216

●武蔵野年金事務所

☎0422-56-1411(ナビダイヤル)

▶保険年金課

☎042-460-9825

子育て

子供医療費助成制度 ~乳・子医療証の送付~

現在乳・子医療証をお持ちの方は、原則自動更新となりますので、新しい

医療証を9月下旬に送付します。

なお、転入などで更新手続が必要な方には7・8月に書類を送付しました。まだ手続をしていない方は必ず行ってください。

本制度の対象となる方で医療証をお持ちでない場合は、申請が必要です。

▶子育て支援課

☎042-460-9840

福祉

特別障害者手当をご存じですか

心身に障害のある方に支給される手当(国の制度)です。

□支給対象者

20歳以上で、次のいずれかの著しく重い障害のため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある方

- 身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度またはこれらと同程度の身体障害、病状、精神障害が2つ以上重複している
- 上記と同程度の身体障害、病状、精神障害が1つでもあり、絶対安静の状態や日常生活がひとりではできない状態^{など}

※障害者手帳の有無は問いません。

※障害および障害の程度、支給制限などの要件があり、所定の診断書が必要となりますので、申請をお考えの方はまずはお問い合わせください。

□支給額

月額2万7,350円

▶障害福祉課

☎042-420-2806

暮らし

民間賃貸住宅への入居や居住継続にお困りの方へ

保証人が見つからないなどの理由により、民間賃貸住宅への入居や居住継続にお困りの方に対し、住宅探しのお手伝いや保証委託契約のあっせんなどを行っています。

◆住宅探しのお手伝い

担当者が住宅探しのお手伝いをする^{など}

◆保証委託契約のあっせん

住宅を借りる際に保証人が見つからない場合のあっせん

▶住宅課 ☎042-438-4052

公共下水道への切り替えを

公共下水道(汚水)に未接続の場合、浄化槽を利用していても、洗濯や流しなどの汚水が直接河川に流れ込み、悪臭や汚濁の原因となります。

浄化槽・くみ取り便所を利用している場合は、遅滞なく公共下水道に接続することが法律で義務付けられていますので、早めの切り替えをお願いします。 ※詳細は、市の指定下水道工事店(市HP参照)へお問い合わせください。

▶下水道課

☎042-438-4058

都市計画道路および地区計画等の図書の縦覧

西東京都市計画道路3・4・24号田無駅南口線および東大生調和農学機構周辺地区地区計画等の変更について告示しましたので関係図書を縦覧します。

□縦覧場所 都市計画課(保谷東分庁舎)

▶都市計画課 ☎042-438-4050

選挙

9月1日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)などが確定

□登録者数 男性8万2,890人、女性8万9,141人、計17万2,031人

前回の定時登録者数と比較すると、男性129人増、女性231人増、計360人増加しています。

□今回の定時登録の要件

- ①日本国民
- ②平成15年9月2日以前に出生
- ③9月1日現在、引き続き3カ月以上居住している(他市区町村から転入した場合は、6月1日までに本市の住民基本台帳に記載)または、5月1日以降の転出で、転出前に3カ月以上居住していた

□在外選挙人名簿登録者数

男性91人、女性110人、計201人

□今回の在外選挙人名簿登録などの要件

- ①日本国民
- ②登録申請時に満18歳以上
- ③在外選挙人名簿に登録されていない
- ④国外に住所を有し、次のいずれかに該当する

- その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所がある

- 本市の選挙人名簿に登録されており、出国前に海外への転出届および在外選挙人名簿登録移転申請をしている
- ▶選挙管理委員会事務局 ☎042-420-2801

etc その他

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

※(株)洋光代表取締役社長 呉東柱 様(ハンドジェル)

▶総務課 ☎042-460-9810

※田中健一 様(1万円)

※匿名(5,000円)

▶秘書広報課 ☎042-460-9803

傍聴

マスクの着用や手洗い・手指消毒などにご協力をお願いします。また、咳や発熱など、体調不良の方は傍聴をご遠慮ください。

■教育委員会

時 9月25日(土)午後2時

場 田無第二庁舎 4階

内 行政報告^{ほか}

定 10人

▶教育企画課 ☎042-420-2822

■審議会^{など}

■社会教育委員の会議

時 9月24日(金)午後2時

場 田無第二庁舎 2階

内 活動内容

定 2人

▶社会教育課 ☎042-420-2831

■男女平等参画推進委員会

時 9月28日(火)午後6時15分

場 田無庁舎 5階

内 西東京市第4次男女平等参画推進計画の評価^{ほか}

定 3人

▶協働コミュニティ課

☎042-439-0075



固定資産税の減額

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画法を除く)。

▶資産税課 ☎042-460-9830

住宅耐震改修工事

□減額分 2分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120㎡^{まで}

□減額要件 ①昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告 ③1戸当たりの工事費用が50万円超

□必要書類 ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し ④長期優良住宅の認定通知書

の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

住宅のバリアフリー改修

□減額分 3分の1(住宅面積100㎡^{まで})

□減額要件 ①新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を実施

②工事後3カ月以内に資産税課へ申告

③65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く)

④改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下

⑤1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ⑥現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴

う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②工事内容などが確認できる書類(工事明細書・現場の写真^{など})と工事費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票 ④居住者の要件により次のいずれかの書類 ●65歳以上…住民票 ●要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し ●障害者…障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類

※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

住宅の省エネ改修

□減額分 3分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120㎡^{まで}

□減額要件 ①平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修 ※2)を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告 ③改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ④1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ⑤現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票 ⑤長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)